

## 公立大学法人長野県立大学の各事業年度の業務実績に関する評価に係る実施要領

令和元年 6 月 18 日 制定

公立大学法人長野県立大学評価委員会

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。）第 78 条の 2 の規定及び公立大学法人長野県立大学の評価に関する基本方針（令和元年 6 月 18 日公立大学法人長野県立大学評価委員会決定）に基づき、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）に係る各事業年度終了時における業務の実績に関する評価について、必要な事項を以下に定める。

### 1 評価方法（全般的事項）

- (1) 評価は、別表 1 の評価項目について、別表 2 の評価基準により行うことを基本とする。
- (2) 当該年度における中期計画及び年度計画の各項目の進捗状況または達成状況を確認する（以下「項目別評価」という。）とともに、法人の実績全体についての総合的な評価（以下「全体評価」という。）は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標及び中期計画の進捗状況または達成状況の全体について総合的に評価することを基本とする。
- (3) 評価の視点は、「大学の教育・研究等の質的向上」、「大学経営の改善の促進」とする。

### 2 評価の手順

評価は以下のとおり行うものとする。最終的な評定は、評価委員の合議により、意見をまとめ、評価を行うものとする。

#### (1) 項目別評価

##### ア 小項目別評価

- ・評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等について、法人関係者からのヒアリング等により検証を行う。
- ・また、法人の自己点検評価の結果を踏まえて、進捗状況または達成状況を別表 1 に定める年度計画の小項目ごとに、別表 2 に定める評価基準により、「s、a、b、c、d」の 5 段階で評価を行う。
- ・なお、法人による自己点検評価の結果と評価委員会による評価の結果が異なる場合には、その理由を示すとともに、必要に応じて、大学の教育・研究等の質的向上、大学経営の改善の促進につながるよう、特筆すべき点や進捗が遅れている点等についてもコメントを付すものとする。

##### イ 大項目別評価

評価委員会は、小項目別評価結果を踏まえ、別表 1 に定める大項目ごとに、別表 2 に

定める評価基準により、中期計画進捗状況または達成状況について、「S、A、B、C、D」の5段階で評価を行う。

## (2) 全体評価

評価委員会は、全体評価を実施するに当たり、大項目別評価の結果を踏まえ、別表2に定める評価基準により、当該事業年度における法人の中期目標及び中期計画の進捗状況または達成状況の全体について総合的に評価を行う。その際、法人の活動全体について記述式で評価を行う。

## 3 評価結果の決定手順

- (1) 評価委員会は、その審議を通じて項目別評価及び全体評価を取りまとめ、評価結果の原案を作成する。
- (2) 評価委員会は、評価結果の原案を法人に通知する。
- (3) 評価委員会は、法人から評価結果の原案に対する意見の申し出がある場合は、当該意見について、検討の上、評価結果を確定する。
- (4) 評価委員会は、評価結果を法人に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 知事は、(4)の報告を受けたときは、その旨を議会に報告し、評価結果を一般に公表する。

## 4 評価の実施体制

評価業務の円滑な推進のため、必要に応じて評価委員において役割分担して業務を実施させることができるものとする。

## 5 評価スケジュール

時期	実施主体	実施内容
6月末	法人	県へ業務実績報告書、財務諸表を提出
7月上旬	評価委員会	業務実績の検証（法人からの説明・ヒアリング等）
7月下旬	評価委員会	評価内容の検討、詳細資料等の提示、評価結果の原案の作成及び法人への提示
7月下旬 ～8月上旬	法人	評価書の原案に対する意見の申し出
8月中旬	評価委員会	評価結果の審議・作成、評価結果（年度評価）の確定 評価結果を法人及び知事に報告
9月下旬	知事	評価結果の公表、県議会への報告

## 8 その他

評価委員会は、評価結果等を基に、必要に応じてこの要領の見直しを行うことができる。  
なお、この要領に定めのない事項については、評価委員会が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和元年6月18日から施行する。